平成２２年（フ）第２９２号
福島県郡山市並木５丁目14番地の14
債務者　伊藤紀美子
1　決定年月日時　平成22年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第２９３号
福島県田村郡三春町八島台５丁目５番地の20
債務者　吉田　妙美
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第３４０号
福島県郡山市大槻町字中谷地41番地　タマタウンＤ棟
債務者　若竹　　司
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第３４１号
福島県郡山市大槻町字中谷地41番地　タマタウンＤ棟
債務者　若竹　節子
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第３４２号
福島県郡山市希望ヶ丘20番８号　市営住宅２－５－55
債務者　深澤　伸一
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第３５３号
福島県郡山市菜根３丁目９番９号
債務者　栗林　真梨（旧姓國分）
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第１４７号
石川県加賀市湖城町２丁目７番地
債務者　石倉ひろみ
1　決定年月日時　平成22年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第３３５号
長野県北安曇郡白馬村大字北城9464番地28
債務者　武井摩耶子
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第３４１号
長野県松本市大字空港東8989番地１　スカイパークナカヤ205
債務者　中村　勝行
1　決定年月日時　平成22年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第３４３号
長野県松本市城西１丁目５番16号　城西メンタルセンター、前住所長野県松本市波田10137番地17　草間コーポ101
債務者　長田　初江
1　決定年月日時　平成22年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第６６号
静岡県賀茂郡南伊豆町石井356番地
債務者　森　　建一
1　決定年月日時　平成22年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２２年（フ）第２９４４号
愛知県豊明市阿野町藤手20番地１
債務者　柴田　勇司
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２９４５号
愛知県豊明市阿野町藤手20番地１
債務者　柴田由加里
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３００３号
愛知県あま市本郷花ノ木31番地　ファミール花ノ木301号
債務者　インテリアＪ－Ｙこと　森本　　淳（旧姓中島）
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３１６１号
愛知県津島市西愛宕町２丁目81番地１　ハイム西愛102号
債務者　大西　時子（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３２６８号
愛知県瀬戸市西権現町12番地
債務者　石原　　徹
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２９９号
三重県津市新町１丁目４番１号　メゾン新町401、前住所三重県津市南丸之内11番14号
債務者　神谷真希子
1　決定年月日時　平成22年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
津地方裁判所破産係